

令和7年度国民健康保険税について

国民健康保険（以下「国保」）は、職場の健康保険に加入していない人を対象に、法律により加入が義務付けられています。また、この制度を維持するために国の補助のほか被保険者から保険税を徴収することも定められています。国保は、毎年4月～翌年3月までを1ヵ年度として、世帯ごとの保険税を算定しています。世帯主は納税義務者となり、世帯主が勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度に加入するなどして、国保に加入していない場合でも、国保加入者が世帯の中に一人でもいれば納税通知書は世帯主宛に届きます。（このような世帯主を『擬制世帯主』といいます。）国保税の所得割・均等割額は加入者分で算定します。

※法令の改正に伴う今年度の変更点は次のとおりです。

- ①医療保険分の賦課限度額が65万円から66万円に引き上げられました。
- ②後期高齢者支援金分の賦課限度額が24万円から26万円に引き上げられました。
- ③5割軽減及び2割軽減の均等割額及び平等割額減額の軽減所得判定基準が変更となりました。

1 国民健康保険税の算出方法

$$\text{平等割} + (\text{均等割} \times \text{加入者数}) + \text{加入者所得割} = \text{税額}$$

2 国民健康保険税の内訳

国民健康保険税内訳		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
対象年齢		75歳未満	75歳未満	40歳以上65歳未満
平等割	加入世帯につき同額	30,000 円	7,000 円	5,000 円
均等割	加入者1人につき同額	25,000 円	6,000 円	9,000 円
所得割	加入者の前年所得から43万円差引いた額に右の税率をかけた額	9.0/100 (9.0%)	2.0/100 (2.0%)	2.5/100 (2.5%)
課税限度額（年額）		660,000 円	260,000 円	170,000 円

3 国民健康保険税の軽減

	軽減の種類	所得割	均等割	平等割	所得基準
①	7割軽減		7割減	7割減	世帯（世帯主と国保加入者全員）の所得の合計が43万円以下 【世帯の所得合計 ≤ 43万円(注)+10万円×(給与所得者等の数-1)】
②	5割軽減	減額なし	5割減	5割減	①以外の世帯で、43万円に当該世帯の加入者数に30.5万円を乗じて得た金額を加算した金額以下 【世帯所得合計 ≤ 43万円 + (30.5万円×加入者数)(注)+10万円×(給与所得者等の数-1)】
③	2割軽減	減額なし	2割減	2割減	①及び②以外の世帯で、43万円に当該世帯の加入者数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額以下 【世帯所得合計 ≤ 43万円 + (56万円×加入者数)(注)+10万円×(給与所得者等の数-1)】

※各軽減を受けるためには、世帯主と加入者全員の所得の申告が必要です。

(注)下線部分については、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合のみ適用となります。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円超）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円超の65歳未満の方、または公的年金等収入が110万円超の65歳以上の方）を言います。

※年金所得者（65歳以上の方）は、年金所得から150,000円を差し引いた額で軽減判定します。

※②、③における加入者数は、国保被保険者及び旧国保被保険者の人数を含みます。

※特定世帯（国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、残った国保加入者が1人となる世帯）は、5年間半額となります。また、5年間経過以降の3年間は、特定継続世帯となり、4分の1が減額となります。

※未就学児がいる世帯については、未就学児の均等割を2分の1に減額します。

4 特別徴収について

国民健康保険税を年金からの天引きで納付する方法を特別徴収といいます。

下記の①、②、③、④すべてを満たす人は、国民健康保険税の特別徴収の対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満である
- ② 年額18万円以上の年金を受給している
- ③ 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている
- ④ 国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えない

※納付方法が特別徴収に該当した場合、年金からの天引きが始まりますが、口座振替選択申出書により「普通徴収」（口座振替）に変更することも出来ます。（年金天引き中止には、手続きに2ヶ月程かかります。）

納付方法	普通徴収 ・口座振替 ・納付書	期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	特別徴収 (年金天引)	徴収月	4月、6月、8月				10月、12月、2月					

※75歳に到達する年度については、特別徴収の対象になっていた人についても普通徴収（納付書又は口座振替）の方法により、納付となります。年金からの天引きとなりませんのでご注意ください。

（裏面に続く）

国保税の納付は口座振替が便利です

振込みの手間や納め忘れがなくなります

国保税の納め忘れがないように、簡単・便利な口座振替をご利用ください。手続きも簡単で、一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に振替が更新されるので、たいへん便利です。

口座振替の 手続きに 必要なもの

- 預貯金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

上記を持参のうえ、指定の金融機関(※)へお申し込みください。

※指定の金融機関

(1) 佐賀銀行 (2) 佐賀共栄銀行 (3) 佐賀県農業協同組合 (4) ゆうちょ銀行

スマホアプリ決済で納付ができます

【注意事項】

- ・スマホ決済の納付は領収書が発行されません。納付の履歴は「利用明細」でご確認下さい。
- ・領収書が必要な方は、コンビニや金融機関での現金納付をお願いします。
- ・コンビニや金融機関の窓口では、電子マネーで納付ができません。
- ・アプリの利用は無料ですが、通信料は自己負担です。
- ・30万円を超える納付書は利用できません
- ・各アプリの利用方法は、各アプリのホームページでご確認ください。

ご利用可能なアプリ決済サービス

LINE Pay
請求書支払い

楽天銀行コンビニ
支払サービス

au PAY
(請求書支払い)

PayPay
請求書払い

PayB

銀行Pay
(ゆうちょPayなど)

QRコード決済納付ができます

納付書に印字されている「地方税統一QRコード」(以下、「eL-QR」)を利用して、国保税の納付書記載の金融機関に加え、eL-QR対応金融機関での納付が可能です。対応金融機関につきましては、eLTAXサイト内「共通納税対応金融機関」からご確認ください。

また、eL-QRを利用して「スマホ決済アプリ」や「地方税お支払サイト」での納付も可能です。



地方税お支払サイト 地方税のお支払が
便利・簡単に！！

スマホやパソコンで
お支払が可能です



【注意事項】

- ・クレジットカード払いの場合、別途手数料がかかります。
 - ・ご利用にはeLTAX利用者登録が必要です。
- 詳しくは地方税お支払サイトのウェブサイトをご参照下さい。

《お問い合わせ先》

- ・税額関係(税務課 課税係)
- ・収納関係(税務課 収納係)
TEL 0952-52-7411(直通)
- ・資格関係(健康福祉課 保険年金係)
TEL 0952-52-7413(直通)